

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

公益財団法人千葉県消防協会における出版事業等に係る出納その他の事務の執行について

（2）外部監査対象期間

平成26年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成27年度

3. 事件を選定した理由

公益財団法人千葉県消防協会（以下、「消防協会」という。）は、平成26年度千葉県包括外部監査の監査結果を受けて財務会計の精査を行っている中で、公益法人会計における財務会計外の通帳等の存在を確認している。当該通帳等には『消防操法』の印刷・製本及び販売等に係る現金及び預金の出納に係る会計帳簿等を含んでいる。当該通帳等の存在に関しては、次のような疑念を抱かざるを得ない。

- （1）消防協会が公益認定申請を千葉県公益認定等審議会に提出する際にどのような合理的理由により、当該『消防操法』の印刷・製本及び販売等に係る事業を除外したのか。
- （2）消防協会における公益法人会計の財務会計外の事業は、今回新たに確認された事業以外には存在しないのか。
- （3）今回新たに確認された事業を含めて、平成26年度における包括外部監査の対象から実質的に外れた事業において、不適切な資金及び貯蔵品等の出納等はなかったのか。

そもそも消防協会は昭和23年6月に設立され、平成24年4月に公益財団法人に移行した法人である。平成26年度末現在において、基本財産は1億9百万円であり、そのうち6千万円が千葉県からの出資（出捐）である。消防協会の目的は、「消防防災力

の充実強化を通じて、安心・安全な地域社会を形成するために、消防防災思想の普及啓発、消防防災知識・技術の向上、消防防災活動能力・組織の強化、消防職・団員の士気の高揚及び福利厚生の実現を図ることにより、社会公共の安全、福祉の増進に寄与すること」(定款第3条)としている。

また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)に基づく事業区分は、次のとおり4つの事業に区分されている。すなわち、公益事業(防災思想普及事業、教養訓練事業、弔慰救済事業、報償事業及び支部活動事業)、収益事業(施設貸与事業及び千葉県消防会館建設改良)、相互扶助事業(その他事業)(福祉共済制度への加入促進等事業、弔慰見舞事業及び退職者報償事業)及び法人会計である。

平成26年度の監査の結果、消防協会に係る指摘事項等については、年度間決算数値の不整合に係る指摘を含めて、指摘事項11件及び改善意見15件について報告した。その中でも、平成24年度の公益財団法人への移行に際して、11支部の会計の資金残高の取込等に疑念を表明し、再検証を促している。また、貯蔵品の管理についても、金額基準を定め、期末時点で未使用分については、期末棚卸を実施し、資産計上するよう意見を明記している。

このような監査結果に対して、今回の公益法人会計における財務会計外の通帳等の存在が確認されたことは、平成26年度の包括外部監査の方法及びその結果の内容に大きな変更を及ぼすものと考えられる。

すなわち、平成24年度における消防協会の決算書の資金残高等に合理的な疑念を生じた際に、消防協会が管理する全ての通帳の提出を求め、それらの内容の精査を行う監査手続を実施したが、監査資料として提出された通帳は全てではないことが現時点で判明した。しかも、その通帳残高及び取扱金額等に重要性があり(通帳残高:約1,130万円)、また、貯蔵品在庫として把握すべきである資産に重要性があるものと考えられる。

また、公益認定申請の際に提出された申請書類の内容は、今回確認された財務会計外の事業が含まれておらず、公益目的事業割合等に少なからざる影響を及ぼす可能性も懸念される。

平成26年度における消防協会の監査結果において述べたガバナンス及びマネジメントの状況並びに経理的基礎及び技術的能力等の保有状況に関する指摘及び意見に重要な変更を生じる事態が現時点で生じているものと考えられるため、これらの事態に適時・適切に対応するために、平成27年度の監査テーマとして選定し、前述した疑念((1)～(3))等を監査要点とした外部監査を実施することとする。

4. 外部監査の方法

(1) 外部監査の実施目的

平成 10 年 10 月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する住民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合規性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性・効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を中心にし、併せて事務事業の改善等に資する経済性・効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものと考えらる。

(2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

(3) 監査の視点

本外部監査は、次の 3 点を監査の視点として実施することを目的とした特定目的の外部監査である。

- ① 消防協会が公益認定申請を千葉県公益認定等審議会に提出する際にどのような合理的理由により、当該『消防操法』の印刷・製本及び販売等に係る事業を除外したのか。
- ② 消防協会における公益法人会計の財務会計外の事業は、今回新たに確認された事業以外には存在しないのか。
- ③ 今回新たに確認された事業を含めて、平成 26 年度における包括外部監査の対象から実質的に外れた事業において、不適切な資金及び貯蔵品等の出納等はなかったのか。

(4) 主な監査手続等

特定の事件に対する監査手続としては、上記(3)に記載した監査の視点を解明するための監査手続を実施した。詳細な監査手続については、「第2 2 (1) 外部監査の手続について」を参照されたい(6~8頁)。

(5) 監査の結果

監査の結果については、「第2 外部監査の結果」(5~40頁)に記載しておりである。監査の結果、指摘事項は12件、意見は3件であった(「II各論としての外部監査結果」の集計結果)。

(6) 監査対象

① 監査対象項目

消防協会の出版事業等に係る出納その他の事務の執行を監査対象とした。

② 監査対象法人

監査対象部局等は、消防協会である。

5. 外部監査の実施期間

平成27年6月29日から平成28年2月24日まで

6. 外部監査の補助者

(1) 監査実証手続等実施補助者

氏家美千代(公認会計士)、久保 睦江(公認会計士)、
豊田 泰士(弁護士)、松井麻里奈(弁護士)

(2) 監査品質管理担当補助者

山田 英裕(公認会計士)

第2 外部監査の結果

I 総論

1. 外部監査で解明すべき疑念等について

平成26年度の包括外部監査の結果を受けて、消防協会が行った会計上の精査の中で従来から簿外としていた複数の事業の存在が明らかとなった。そもそも、消防協会の簿外事業は、公益認定を受ける前の会計でも支部会計と称されている会計も含めて、複数の簿外事業が事実上存在していた。しかし、公益認定の申請を行う際には、複数の簿外事業の中でもとりわけ支部会計について、財務会計に正式に取り込むことが主要な懸案事項の一つとされていた。この点については、現職の理事や過去に理事等で公益認定前後に在職した役職員への関係人調査等により明らかとなっている。

また、簿外事業については、消防協会及び千葉県防災危機管理部消防課において、既に調査が実施され、次の表題でその結果が公表されている（平成27年5月15日）。

- ① 「会計外の通帳管理に係る調査報告書」（以下、「消防協会調査」という。）
- ② 「（公財）千葉県消防協会の会計外の通帳等に係る調査について」（以下、「県消防課調査」という。）

それらのうち、県消防課調査の結果では、消防協会調査でも把握された次の3つの簿外事業を示している。

（1）冊子『消防操法』（第4次改訂版）（以下、「『消防操法』」という。）の作成及び販売等に係る事業（以下、「簿外事業A」という。）

- ① 預金通帳残高：10,635,184円（平成27年3月31日現在。以下、同様。）
- ② 過去3事業年度平均支出額：203万円
- ③ 過去3事業年度平均収入額：245万円

（ただし、②には、平成26年度に目的外の支払である193万円が含まれている。）

（2）公益財団法人日本消防協会（以下、「日本消防協会」という。）の斡旋物品の販売等に係る事業（以下、「簿外事業B」という。）

- ① 預金通帳残高：530,121円
- ② 過去3事業年度平均支出額：161万円
- ③ 過去3事業年度平均収入額：164万円

（3）冊子「守れ、わがまち」及び「記章」の斡旋に係る事業（以下、「簿外事業C」という。）

- ① 預金通帳残高：139,912円
- ② 過去3事業年度平均支出額：34万円
- ③ 過去3事業年度平均収入額：27万円

県消防課調査の中では、当該 3 つの事業について簿外扱いすること自体、「重大な手続誤り」であったとしながらも、「私的な流用は認められなかった」と結論付けている。また、このような簿外扱いについては、「前例に従った安易な考えで処理」し、「本来の会計の中で処理すべきであるとの認識が不十分」であったとしている。

それでは、どのような理由により支部会計のみが財務会計への正式な取り込みの対象となったのか、また、それ以外の簿外事業が財務会計になぜ正式に取り込む対象とはならなかったのか等に関して、誰がどの時点でどのように判断したのかを検証する必要性が高いものと考えた。なぜなら、公益認定の申請の際には、法人としての事業について適正な内容の申請書を提出することが求められているためである。

そこで、消防協会が自らの責任で、また、千葉県防災危機管理部消防課が県の所管課として、同時に調査した結果報告書の内容について、外部の視点からゼロベースで検証することを行いながら、次の 3 つの監査要点について解明することを目的として、外部監査を実施した。これら 3 つの監査要点は、今回の包括外部監査のテーマ選定通知の中で記載したものである（「包括外部監査に係る「特定の事件」の選定及び監査の実施について（通知）」平成 27 年 6 月 15 日付け）。

（1）監査要点 1：

消防協会が公益認定申請を千葉県公益認定等審議会に提出する際にどのような合理的理由により、当該『消防操法』の印刷・製本及び販売等に係る事業を除外したのか。

（2）監査要点 2：

消防協会における公益法人会計の財務会計外の事業は、今回新たに確認された事業以外には存在しないのか。

（3）監査要点 3：

今回新たに確認された事業を含めて、平成 26 年度における包括外部監査の対象から実質的に外れた事業において、不適切な資金及び貯蔵品等の出納等はなかったのか。

これらの検証内容について、以下では、外部監査の手続及びその結果の概要等を示し、Ⅱ．各論としての外部監査結果では、3 つの監査要点に係る監査結果を詳細に記載することとする。

2. 外部監査の手続及び結果の概要について

（1）外部監査の手続について

前記の 3 つの監査要点を中心に外部監査を進めてきたが、それぞれに関連する

監査手続の実施内容についてここで概説する。

まず、監査要点 1 について、平成 23 年 10 月に公益認定の申請書を提出するまでの間に、当時の常勤役員及び参与を中心として、どのような方針に基づき、具体的な業務分担等によって、準備業務が進められていたのかを解明するために、当時の常勤役職員に対する質問等の調査を書類及び対面で実施した（地方自治法第 252 条の 38：関係人調査の実施）。調査内容等の概要は次のとおりである。

① 調査対象：専務理事 A 氏

i 在任期間：平成 23 年 6 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日

ii 調査内容：

消防協会が平成 24 年 4 月 1 日から公益財団法人へ移行するに当たって、監査対象である出版事業等を公益認定の申請書に含めなかった事情の確認及びその理由の適正性の検証。

iii 調査実施日：平成 27 年 11 月 7 日 12 時 50 分～14 時 30 分

② 調査対象：常務理事 B 氏

i 在任期間：平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

なお、常務理事は平成 23 年 6 月からであり、それ以前の期間は常務理事を兼務しない事務局長であった。

ii 調査内容：

消防協会が平成 24 年 4 月 1 日から公益財団法人へ移行するに当たって、監査対象である出版事業等を公益認定の申請書に含めなかった事情の確認及びその理由の適正性の検証。

iii 調査実施日：平成 27 年 11 月 9 日 10 時 00 分～10 時 50 分

③ 調査対象：常務理事 C 氏

i 在任期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日

なお、常務理事退任後、平成 27 年 2 月から 3 月まで職員として消防協会に復帰している。

ii 調査内容：

消防協会が公益財団法人へ移行した後における経営状況等の中で、監査対象である出版事業等が公益財団法人の制度会計として管理されてこなかったことに関する事情の確認及びその適正性の検証。

iii 調査実施日：平成 27 年 11 月 13 日 10 時 30 分～11 時 10 分

④ 調査対象：参与 D 氏

なお、参与という役職は役員でも管理職でもなく、特命事項等を主たる業務として実施する職制として、消防協会が設定したものである。

i 在任期間：平成 21 年度～平成 25 年度

ii 調査内容：

監査対象である出版事業等の管理状況の確認及びその適正性の検証。

iii 調査実施日：平成 27 年 11 月 13 日 9 時 30 分～10 時 15 分

次に、監査要点 2 に関して、既に把握されている 3 つの簿外事業の他に、別の簿外事業の実施はないかどうかについて、現在の役職員に対して質問等を実施し、その構成要素としての別の通帳、現金及び帳簿等の存在はないか口頭及び文書によって確認した。また、上記 4 名の関係人に対しても文書及び口頭によって、別の簿外事業を認識したことはなかったかどうか、確認した。

さらに、監査要点 3 に関して、簿外とされている 3 つの事業について、不適切な資金及び貯蔵品等の出納等はないかどうかを検証するために、次の実証手続を実施した。すなわち、3 つの簿外事業に関わる帳簿類（受払簿等）、預金通帳、冊子の発注書、納品書、請求書及び領収書控え等の帳簿及び証憑類等を詳細に照合し、確認が必要な質問を消防協会に対して行い、それらに対する回答を吟味した。その結果として、消防協会及び千葉県防災危機管理部消防課が既に実施し公表している調査結果の内容に信頼性があるかどうかについても検証した。

その際、簿外事業 A に関わる『消防操法』の発注数又は納品冊数等を確認するために、『消防操法』の印刷・製本等業務を請け負っていた E 社に対して、関係人調査を実施し、印刷・製本数を確認した。

また、『消防操法』の監修業務を無償で引き受けている千葉県消防学校の該当する教官に対して監修業務の謝礼の有無についても、対面形式による質問等により調査を実施した。

(2) 外部監査の結果の要約

① 監査要点 1 の監査結果について

消防協会は、平成 23 年 10 月に公益認定に係る申請書を提出するまでの間に、当時の常勤役員及び参与を中心として、どのような方針に基づき、具体的な業務分担等によって、準備業務が進められていたのかについては、次のとおり結論を得た。

まず、当時の常勤役員の中でも専務理事は 3 つの簿外事業について「不知」であったため、それらの事業を公益認定申請書の内容に含めて申請するかどうかの判断の対象にもなっていなかった。当時の専務理事は自らの主たる業務としては、消防協会の移転問題及び 10 支部の会計を公益目的事業として位置付けることへの対応等に集中することと認識していたが、そもそも、3 つの簿外事業そのものの認識がなかった。

次に、当時の常務理事は3つの簿外事業について、公益認定申請の準備段階からその存在を「本会計外」として認識していた。しかし、当時の自らの業務としては、支部会計を正式な会計に取り込むこと及び公益認定を受けることが主たる業務と認識しており、3つの簿外事業については従来からの取扱いどおりで問題ないと考えていたということであった。

さらに、当時参与として公益認定申請業務を担当していた職員は、3つの簿外事業について、一時的な事業として簿外事業としても問題はないと考えて、公益認定申請書類に含める必要はないと判断していた。したがって、上司にも報告せず、公益認定に係る何らかの指示も受けていないということであった。

このように、公益認定申請段階でそれぞれに職責を持った役職員は、自らの業務を限定的に認識しており、当時の消防協会全体の経営とガバナンスに事実上責任を持ち得る役員は残念ながら把握できなかった。また、3つの簿外事業に対する認識の有無の違いはあるが、簿外事業の存在というリスク情報に対する把握と対応が適時適切に行われていなかったものとする。常勤役員と事務局職員との情報伝達が十分ではなかったことと本来は正式な公益法人会計に含めて認識すべき3つの簿外事業に対する認識のギャップが役職員の間には存在していたことが分かった。さらに、3つの簿外事業の存在を認識していた役職員の間には、従来どおりの取扱いに疑問を持たなかった点からも、結果として前例踏襲の弊害が存在していたと考えられる。

以上より、透明性の高い適正な財務書類を作成するために機能すべき内部統制の仕組みが極めて不十分であり、その仕組みの整備に責任を持つべき役員の経営上の相当な注意義務等に少なからざる問題があったと考えられる。

② 監査要点2の監査結果について

既に把握されている3つの簿外事業の他に、別の簿外事業がないかどうかについて、現在の消防協会の役職員に対して、また、公益認定申請前後の役職員に対しても、文書及び口頭により質問を行った結果、当該3つの簿外事業以外には、別の簿外事業を認識したことはなかったという回答を得ている。また、3つの簿外事業とは別の簿外事業に係る現金及び預金又は貯蔵品等の存在があるかどうかの調査等を外部監査人側と現在の消防協会の常務理事等が実施した結果、別の簿外事業を認識することはできなかった。

③ 監査要点3の監査結果について

3つの簿外事業に関わる帳簿類(受払簿等)、預金通帳、冊子の発注書、納品書、

請求書及び領収書控え等の帳簿及び証憑類等を詳細に照合し、確認が必要な質問を消防協会に対して行った結果、実際に入手することができた監査証拠は限定的であったが、その入手した限定的な監査証拠の検証の結果では、『消防操法』等の受払簿の記載に多くの誤った記載が見受けられた。しかし、資金及び貯蔵品等の出納等に重要な不適正取引を確認することはできなかった。

ここで限定的な監査証拠に関しては、資金及び貯蔵品等の出納等に係る必要な帳簿類等の整備が一部なされていなかった。特に、『消防操法』等に係る現金出納帳が作成されておらず、また、同じく当該図書の印刷・製本の発注時の契約書、納品書、印刷会社に預けていた在庫の確認報告書等が確認できなかった。さらに、無償配布分及び直接送付分の図書の証拠書類が保管されておらず、取引の実在性については証拠書類上の確認が取れない状況であった。これらの取引に関して、実際に証拠書類により確認をすることができるものであれば、『消防操法』の現在の在庫数の適正性に関してはおおむね適正であると判断することができる。この点に関して、『消防操法』の印刷・製本等業務を請け負っていたE社に対して、関係人調査を実施し、印刷・製本数を確認した結果は、現在の在庫数の整合性について合理的であると類推することができる。

以上の検証結果より、3つの簿外事業に関する資金及び貯蔵品等の出納等に係る必要な会計上の帳簿や取引に係る証憑類の整備及び保管については、少なくとも重要な不備があったと言わざるを得ず、外部監査の意見を表明するに当たっては、監査範囲の限定を行わざるを得ない状況である。

今後は、3つの簿外事業については、正式な公益目的事業等として位置付け、適正な財務書類の作成のために、公益法人会計に準拠して公益財団法人としての適正な財務規程等に基づき適正な会計処理を実施することができるよう、事務局体制の整備を行い、公益法人制度及び公益法人会計等に対する役職員の認識の向上に努め、監査体制の整備を含めたガバナンスの構築に努める必要がある。

(3) 消防協会への提言

以上のような外部監査の結果を踏まえて、消防協会は今後次のような経営改革及びガバナンス改革を実施する必要があるものと考えられる。

- ① 消防協会が公益法人としての経営を行う際には、前例踏襲主義の悪弊から決別し、消防協会の現在の経営の中に残っている慣行等を根本から見直す習慣を根付かせる努力を常勤役員がリーダーシップを発揮して、消防協会の職員に周知徹底させること。

- ② 常勤役員及び事務局職員は合理的な理由もなく自らの職責を狭く限定し、他の業務には関わらないという思考法から脱却し、公益法人として必要な経営上の有益な情報伝達及び情報共有の仕組み創りに努力すること。
- ③ 役職員の中に存在する公益法人制度に係る認識ギャップを取り払うためにも、意志疎通の良い組織文化創りに努力すること。
- ④ 消防協会の事業の実態を忠実に反映する公益法人会計に係る財務会計システムを早急に再構築すること。
- ⑤ 消防協会が公益法人として会計取引を適正に会計処理し、透明性の高い財務書類等を作成することができよう、また、役職員が経営に係る業務遂行等を適時適切に実施することができるよう、それらの活動を監視し、公益法人としてのガバナンス機能を再構築するために、監事監査の機能を再活性化すること。

II 各論としての外部監査結果

II-1. 監査要点1の監査結果について

監査要点1は、次のような内容である。

「消防協会が公益認定申請を千葉県公益認定等審議会に提出する際にどのような合理的理由により、当該『消防操法』の印刷・製本及び販売等に係る事業を除外したのか。」

1. 公益認定申請に際して一部事業を除外することについて（説明）

企業会計では、投資家を中心とする利害関係者が会計情報を用いて様々な目的に基づく意思決定を行うために有用な情報を提供することが目的とされている。その会計情報の果たす役割としては、様々な利害の調整機能や投資意思決定に対する情報提供機能が期待されている。一方、公益法人においても県をはじめとする寄附者や法人を取り巻く利害関係者の様々な目的に基づく意思決定を行うために有用な情報を財務会計は提供することが期待されている。しかし、今回の外部監査の対象となった3つの簿外事業については、意思決定に有用な情報を提供する財務会計の範囲から除外されていた状況が、従来から継続していたものである。したがって、3つの簿外事業に係る費用及び収益並びに資産、負債及び正味財産については、財務会計上、有用な情報として開示対象とはされてこなかったことになる。一方で、税務上の会計情報として

は、毎年度、取り込まれており、次のような財務書類が税務当局に提出されてきた。

【簿外事業に係る貸借対照表の年度推移】

(単位：円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
資産の部				
現金預金	9,368,444	10,298,837	11,033,147	0
未収入金	221,400	0	469,500	195,000
棚卸資産	722,843	361,886	1,542,403	0
資産合計	10,312,687	10,660,723	13,045,050	195,000
負債の部				
負債合計	0	0	0	0
正味財産の部				
一般正味財産	10,312,687	10,660,723	13,045,050	195,000
正味財産合計	10,312,687	10,660,723	13,045,050	195,000
負債及び正味財産	10,312,687	10,660,723	13,045,050	195,000

注：平成 26 年度末の現金預金 10,635,184 円及び棚卸資産 922,156 円については、消防協会本体の会計に取り込んでいる。

【簿外事業に係る正味財産増減計算書の年度推移】

(単位：円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益				
事業収益				
物品販売（図書）	477,000	707,400	5,362,500	1,258,500
雑収益				
受取利息	1,462	1,593	1,554	1,867
経常収益計	478,462	708,993	5,364,054	1,260,367
経常費用				
期首商品棚卸高	970,302	722,843	361,886	1,542,403
当期仕入高	0	0	4,107,600	0
期末商品棚卸高	▲722,843	▲361,886	▲1,542,403	▲922,156
物品販売手数料			52,644	
経常費用計	247,459	360,957	2,979,727	620,247
当期経常増減額	231,003	348,036	2,384,327	640,120
正味財産期末合計額	231,003	348,036	2,384,327	640,120

簿外事業の総資産は平成 25 年度で 1,305 万円であり、消防協会が正式な財務会計に基づき作成し公表している貸借対照表の総資産（1 億 7,007 万円）の約 8%に該当する重要な事業であると言える。このような簿外事業の財務情報について、経営者である常勤の専務理事及び常務理事は正確にその重要性を認識することなく、従来から法人経営を行ってきたということであるならば、理事としての善管注意義務（民法第 644 条）及び忠実義務（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第 83 条）の履行の面で問題があるものと考えられる。

さらに、消防協会は公益認定について平成 23 年 10 月に千葉県公益認定等審議会に対して申請を行っている。その準備段階において、従来からの簿外事業のうち、支部会計と称されていた会計を公益財団法人の会計として取り込んでいるが、今回の外部監査の対象となった 3 つの簿外事業については、従来どおり簿外のままとした。従来からの複数の簿外事業を正式な財務会計に取り込む最大の機会を逃した原因はどこにあるのか等について一定の結論を得ることが、これからの消防協会の法人経営の面でも、また、公益認定制度の法的な側面からも、避けては通れない問題であると認識しなければならない。なぜならば、日常の業務の中で通常の会計処理と同様に簿外事業に係る会計処理を行い、法人内部でも有効に機能することを期待されている内部統制のあり方に大きな問題があることを看過してきた組織文化を大きく改革しなければならないからである。また、公益認定制度の仕組みとして、公益認定申請時の書類に虚偽の記載をしてはならないというルールがあること（認定法第 7 条、第 64 条）に対して、十分な認識を持つ必要があるからである。

したがって、次の項では公益認定の申請時点で常勤理事等であった者がいかなる認識に基づき、外部監査の対象となっている 3 つの簿外事業を「会計外」の事業として位置付けたのであるかについて調査した結果を記載することとする。

2. 関係人調査について

（1）関係人調査の結果について（説明）

関係人調査の対象である者のうち、3 名は公益認定申請時点（平成 23 年 10 月）及びその準備期間を自らの在任期間の中に含む者であった。そのうち、A は、平成 23 年 6 月から平成 24 年 12 月までの期間、専務理事という常勤の役員として要職にあった者である。また、B は、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までの期間、常務理事等という常勤の役員として要職にあった者である。一方、D は、平成 21 年度から平成 25 年度までの期間、役員ではないが参与という要職にあった者である。

まず、当時、専務理事であった A は、就任に当たり消防協会会長から移転問題

や 10 支部の正式な会計への取り込み等に特に注力するよう指示を受けたということである。3つの簿外事業については、その在任期間中、全く認識がなかったこと及び前任者から引継ぎもなかったという回答を受けた。また、毎年度の税務申告の際には担当税理士から当該決算年度に係る申告税額等の説明を受けているが、正式な財務会計と税務上の財務書類との不合理なかい離（簿外事業の分だけかい離していること）について、説明を受けたことがないということであった。また、公益認定の申請をするまでの間に、特命を受けた担当者である参与D等から、簿外事業の存在を説明されたことはないと回答している。さらに、当時、簿外事業の説明を部下である常務理事や参与等から受けた場合には、専務理事としてどのように対応したと考えるかという質問に対しては、躊躇なく、正式な財務会計に取り込み、公益認定申請の際にも申請書類に当然組み込んで申請するよう指示をしたであろうと回答している。現在、消防協会の常務理事を中心に事務局において、平成 26 年度包括外部監査の指摘事項等への措置対応や簿外事業の取込準備作業（変更認定申請準備の作業等）に忙殺されていることについては、早急な解決を願う旨、表明している。

そして、認定法第 7 条及び第 64 条では、公益認定の申請書類に虚偽の記載をしてはいけない旨の文言が罰則も含めて明記されているが、そのことについては、当時、専務理事として簿外事業の存在に関して「不知であった」としている。

したがって、専務理事としての善管注意義務の履行上問題があり、結果として、法的な虚偽の申請書類を公益認定のための書類とした事実は残るが、本人にとって簿外事業は「不知であった」ことから、簿外事業を意図的に公益認定の申請書に含めない決定をした事実を把握することはできなかった。

次に、当時、常務理事であったBは、在任期間中、支部会計を正式な会計へ取り込むことや平成 25 年までに公益認定を受けることが自らの主要な業務であったと認識していた。3つの簿外事業については、前任者から引継ぎはなかったという回答を受けた。また、公益認定の申請をするまでの間に、特命を受けた担当者である参与D等から、簿外事業の存在を説明されたことはないと回答している。しかし、3つの簿外事業について、当時、「本会計外」であるという認識があり、公益認定の申請書類上も簿外事業が含まれていないということを承知していた。ただし、簿外事業に係る預金通帳の残高を直接把握したことはないということであった。簿外事業を公益認定の申請事項に含める必要がないと判断した理由としては、「公益認定申請の本旨（ねらい）は、支部を含めて一体とした組織会計にすること」であると考えていたからとしている。そして、3つの簿外事業を正式な財務会計に含めるよう是正しようとしなかった理由は、「従来どおりで問題がない」と考えていたからということであった。

現在、消防協会の常務理事を中心に事務局において、平成 26 年度包括外部監査

の指摘事項等への措置対応や簿外事業の取込準備作業（変更認定申請準備の作業等）に忙殺されていることについては、早期に是正するしかないと考えている。

そして、認定法第7条及び第64条では、公益認定の申請書類に虚偽の記載をしてはいけない旨の文言が罰則も含めて明記されているが、そのことについては、当時、常務理事として簿外事業の存在に関して認識の甘さがあったと回答している。

したがって、簿外事業についての認識があるにもかかわらず、積極的に是正しようとしなかったことや公益認定申請書類に含まれていないことに対する異議を表明していないという消極的で誤った判断をしていることにおいて、常務理事としての善管注意義務の履行上問題があり、また、忠実義務の履行上も問題があるものと考えられる。

さらに、役員ではないが参与という重要な役職にあったDについては、公益認定申請準備事務の直接の担当であった。ただし、当該準備作業にはコンサルティング会社から業務支援を受けていた。当該会社は現在の財務会計を開発し、現在も保守及び会計処理等を請け負っている会社と同一である。参与Dは、3つの簿外事業についても認識があったが、その是正の必要性はないと考えており、上司からも是正の指示を受けていなかった。また、公益認定申請において、申請事項とすることも考えたが、特に公益法人会計基準等に詳しくないため、また、「同事業は一時的な事業であって、その会計処理を簿外としても適正になされていることから、従来処理を変更して協会の会計に無理に組み込む必要はない」と考えたこと質問に回答している。さらに、公益認定申請業務を支援していたコンサルティング会社からは、簿外事業について特にアドバイス等はなかったという回答を受けた。

現在、消防協会の常務理事を中心に事務局において、平成26年度包括外部監査の指摘事項等への措置対応や簿外事業の取込準備作業（変更認定申請準備の作業等）に忙殺されていることについては、自分としては当時安易に考え過ぎていたという回答を受けた。以上より、参与Dは事務局職員としての忠実義務の履行の面で問題があったものと考えられる。

（2）善管注意義務等の履行について（指 摘）

このような関係人調査の結果に基づき、公益認定申請の前後の時期に理事等として、消防協会を運営していた役職者について、結果として善管注意義務等の履行に少なからざる問題があったことが分かった。そして、3つの簿外事業の取扱いが不適切であったため、適正な財務書類を作成して公益認定の申請書類の基礎とすることができなかった。

また、平成26年度における包括外部監査の結果においても、「年度間の決算数値の不整合（指摘）」、「支部会計合算取込時における検証の不十分性（指摘）」、「附

属明細書の記載誤り（指摘）」及び「日々の仕訳処理（指摘）」等の公益法人会計基準にのっとりた処理がなされておらず、さらに、理事の職務執行の監督及び会計の監査を行う監事監査及び支部監査の機能について問題があったことを指摘している。このような指摘をまとめると、適正な財務書類を作成するために必要な内部統制組織の整備・運用に問題があったということである。

このような問題を抱える消防協会の組織文化等の改革のために、今回の関係人調査の結果を踏まえて、次のような指摘を行うこととする。すなわち、専務理事、常務理事及び参与としての職にある者は、今後、一般法人法及び認定法等の趣旨を熟知する必要がある、公益財団法人としての消防協会の適正な経営に当たっては、理事としての善管注意義務（民法第 644 条）及び忠実義務（一般法人法第 83 条）の履行に努め、また、公益法人会計に準拠した会計処理を行って、適正な財務書類を作成すること等を目的とした有効な内部統制を消防協会内で構築するよう、努められたい。

II-2. 監査要点 2 の監査結果について

監査要点 2 は、次のような内容である。

「消防協会における公益法人会計の財務会計外の事業は、今回新たに確認された事業以外には存在しないのか。」

1. 新たな簿外事業に関する関係人調査の結果について

現在の消防協会の役職員以外で、新たな簿外事業の存在を認識している可能性がある者としては、直近の退職者である役職員が考えられることから、関係人調査の対象者である 4 人の元役職員に対して文書及び対面での質問により、確認を行った。その結果、4 人の元役職員全てについて、今回、外部監査の対象となっている 3 つの簿外事業以外には、簿外事業を認識していないという回答を得た。

2. 消防協会からの回答について

現在の消防協会の役職員に対して、3 つの簿外事業以外に簿外事業がないかどうかについて、質問を行った。また、消防協会の棚卸品の在庫調査を行い、正式な財務会計に含まれる事業や 3 つの簿外事業に係る在庫品以外に、新たな簿外在庫等がないかどうかを確認した。さらに、新たな預金通帳が消防協会本部及び 10 支部に存在しないかどうかについて、文書又は口頭によって質問を行った。

その結果、現在把握している 3 つの簿外事業以外に、新たな簿外事業を把握するこ

とはできなかった。

また、消防協会では常務理事及び参与等が直接 10 支部に出向き、会計処理等の適正性を含めて、簿外の預金通帳及び事業の存在がないかどうかについて、チェックリストを準備して確認作業を行っている（平成 27 年 11 月～12 月）。

その結果、10 支部ともに新たな簿外の預金通帳及び事業はないという回答文書の提出を受けた。

さらに、監査報告書の提出とともに、外部監査人の監査手続の一環として、消防協会から、3 つの簿外事業の監査の対象団体として、3 つの監査要点の検証に必要な監査資料は全て提出したこと等を記載した確認書の交付を受ける予定である。

II-3. 監査要点 3 の監査結果について

監査要点 3 は、次のような内容である。

「今回新たに確認された事業を含めて、平成 26 年度における包括外部監査の対象から実質的に外れた事業において、不適切な資金及び貯蔵品等の出納等はなかったのか。」

1. 簿外事業 A（『消防操法』の作成及び販売等に係る事業）について

（1）概 要

簿外事業 A の内容は、『消防操法』の作成及び販売等に係る事業であり、対応する預金通帳も 1 種類存在する。この簿外事業 A については、次のような視点で外部監査を実施した。

- ① 事業として備えるべき帳簿等の有無について
- ② 受払記録の正確性について
- ③ 預金残高の適正性について
- ④ 現金受領による販売の統制について
- ⑤ 無償配布に係る証憑確認について
- ⑥ 簿外事業に係る直接費の処理の適正性について
- ⑦ 当該事業の正式な財務会計への取り込みについて

（2）手 続

『消防操法』の作成及び販売等に係る契約関係書類の有無、納品及び受払等の帳簿及び証憑類等を閲覧、照合、分析し、不明な点については消防協会に対して、

文書等により質問を行い、上記の視点等について検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 事業として備えるべき帳簿等の有無について（指摘）

『消防操法』の作成及び販売等に係る事業に関連して、監査時点で確認することができた帳簿類等は、次のとおりであった。

i 預金通帳

平成 20 年 5 月 27 日以降の期間の 2 冊。また、後日、追加で銀行から平成 17 年 4 月 1 日以降の「預金取引明細表」を取り寄せている。

ii 「千葉県消防操法解説書受払簿」

受注時に払出時の備忘録として記載。現存するものは、平成 22 年度以降の受払簿である。

iii 『消防操法』印刷・製本等の請求書（平成 25 年 3 月 29 日付け）

平成 25 年度改訂版 6,000 部の印刷製本等費用は 4,107,000 円であった。

iv 最終預け在庫の納品書（945 部：平成 27 年 5 月 11 日付け）

資金及び貯蔵品等の出納等に関する適正性を検証するためには、現金や預金口座による個々の取引と、売上、仕入、経費及び在庫等に関する資料とを照合することが必要である。しかし、通常、会計取引として作成すべき資料が作成されていないこと、また、作成したとされる証憑類でも廃棄したとしている資料が少なくないこと、更に後述するように、現在保管している資料でも不備が少なくないこと等から、検証すべき適正性に関する十分な監査証拠が得られたとは言えない。

通常の間書の印刷、製本、販売に関しては以下のような書類等の整備が想定されるが、当事業に関しては、以下の全ての項目について、少なくとも保管されていない。

- i 間書の印刷・製本発注時の契約書又は発注書
- ii 間書の納入に関する納品書
- iii 印刷会社からの預け在庫に関する報告書
- iv 販売に関する契約書や受注書
- v 販売に関する領収証控
- vi 現金販売に係る記載のある現金出納帳
- vii 在庫受払簿

viii 棚卸資料

なお、法人は、②「千葉県消防操法解説書受払簿」を作成しているが、これはいわゆる受注時の「備忘録」として記載されているもので、納入時の記載や残高の記載がないため実質的に「在庫受払簿」には該当しないものと考えられる。

したがって、今後、正式な財務会計として位置付けるためには、規程等に基づき、『消防操法』に関する各種帳簿及び証憑類並びに契約書又は発注書及び棚卸品出納簿等を作成されたい。

② 受払記録の正確性について（指 摘）

現在保管されている資料の中でも預金通帳に記載された『消防操法』に係る取引と照合することができる資料は、主として「千葉県消防操法解説書受払簿」である。したがって、この受払簿が正しく記帳されているかどうかを検証し、一定時点の在庫冊数と整合するかを確認することが監査上必要であるため、照合作業を実施した。その結果、平成 25 年度発行の『消防操法』に関して「千葉県消防操法解説書受払簿」の記載箇所を集計したものが次の表である。

【『消防操法』に関する受払簿の集計結果】

(単位：冊)

入金方法	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度 (～6/25)		第四次 改訂版 累計 払出
	冊数	左記のう ちキャンセル	冊数	左記のう ちキャンセル	冊数	左記のう ちキャンセル	
現金	2,194	0	517	0	90	0	2,801
振込	1,300	106	249	1	207	0	1,649
キャンセルの記載はない がキャンセルだったもの	120	120	0	0	0	0	0
空欄だったが、実際は 振込があったもの	192	0	0	0	0	0	192
空欄	90	90	0	0	0	0	0
小計	3,896	316	766	1	297	0	4,642
無償 (受払簿記載有り)	61	0	22	0	0	0	83
無償 (受払簿枠外記載/直送)	237	0	0	0	0	0	237
合計	4,194	316	788	1	297	0	4,962

表中の「左記のうちキャンセル」の欄に集計しているものは、払出したものとして受払簿に記載されて、しかもキャンセルと書き込まれていたが、実際は、払出しも入金もなかったものである。『消防操法』は払出し前であるため、本来は受払簿に記載すべきものではない。しかも、入金前なので入金方法が記載されるべきではない。このような事実から判断すると、当該受払簿は受注時の「備忘録」として記帳されていたものと推測することができる。

ちなみに、これら以外に記載方法として、キャンセルという記載がなく、振込とだけ記載されているものが実際にはキャンセルであったり、入金方法が空欄のものが振込であったり、入金方法が空欄でかつキャンセルのものが記載されていたり、無償扱いで直送のものが枠外にメモしてあったりと様々な記載方法が確認された。

これらのものを可能な限り正確に修正した上で、集計し直したものが次の表である。

【『消防操法』に関する受払簿の修正後の集計結果】

(単位：冊)

入金方法	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (~6/25)
現金	2,194	517	90
振込	1,386	248	207
小計	3,580	765	297
無償	298	22	0
合計	3,878	787	297

以上のように「千葉県消防操法解説書受払簿」を修正した上で、監査時点の『消防操法』のあるべき在庫数を集計すると以下のとおりとなる。

【『消防操法』の在庫の集計】

(単位：冊)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (~6/25)
期首在庫数	0	2,134	1,347
払出合計	3,878	※2 787	297
受入合計	※1 6,012	0	0
期末在庫数	2,134	1,347	※3 1,050

平成 25 年度の受入合計 6,012 冊 (※1) のうち 12 冊分は、外部監査時の実地棚卸数である 1,050 冊 (※3) から逆算して集計した差額であり、この差額を印刷会

社から無償配布された落丁対応分として推定しているものである。印刷会社からの納品書等、証拠書類が消防協会内では保管されていないため、実際の落丁対応分が何冊であったかについて、消防協会側では正確には把握していなかった。しかし、前述のとおり関係人調査を実施した結果、印刷会社からの落丁対応分(見本品)は、書類(「作業指示書」及び「上製本作業伝票」)の上での確認と質問等の実施の結果、「20部」であった。したがって、推計上の「12冊」との差異は、8冊であり、僅少な差異と判断することができる。

一方、消防協会調査及び県消防課調査の中では、平成26年度の払出合計は850冊(※4)とカウントされており(正しくは上記※2の787冊)、実際よりも63冊だけ多く、落丁対応分も同冊だけ多く75冊(※5)とカウントされていた。いずれにしても差額を落丁対応分としていることに変わりはない。

ちなみに、県消防課調査の結果から、該当箇所を抜粋すると次のとおりである。

＜受払数、在庫数の関係＞

平成25年度	受入 6,000冊	払出 3,878冊
平成26年度		払出 850冊(※4)
平成27年度(～4/28)		払出 169冊
差引数		1,103冊
落丁対応分		75冊(※5)
在庫数		1,178冊
	<u>(消防協会が保管する在庫数：233冊)</u>	
	<u>印刷業者が保有する在庫数：945冊</u>	
	合計	: 1,178冊)

このように、『消防操法』に係る受払簿の記帳の正確性を検証した結果、正式な受入れと払出しの記録簿ではなく、担当者の備忘録という性格が強いことを消防協会も千葉県防災危機管理部消防課も認識すべきであった。平成27年5月15日付けの調査報告書に記載されている平成26年度払出冊数(850冊)及び落丁対応分(75冊)には、誤りがあることを認識する必要がある。今回のように関係証憑等の確認もなく、拙速に『消防操法』の在庫数から受払冊数及び落丁対応分等の数値を推計する場合は、確認可能な手続を慎重に実施し、その上で、実施できなかった確認手続に関する仮定を明記することが必要であった。このような推計計算を実施してしまっただけの原因は、受払簿に記帳された数値が会計帳簿としてのルールに従った記帳がなされていないことにあることから、会計帳簿の記帳の適正なルールを遵守するよう徹底されたい。

なお、上記の監査結果からは、結果として、『消防操法』の在庫数及び受払冊数には一定の整合性を見出すことができた。

③ 預金残高の適正性について（意見）

『消防操法』に係る事業の預金通帳と修正後の「千葉県消防操法解説書受払簿」とを照合し、不適切な支払や不明な入金がないか確認した上で、現在の預金残高が適正なものであるかどうかを検証する必要がある。しかし、監査日現在の預金通帳の残高である 11,172,184 円（平成 26 年度において、第 20 回全国女性消防団活性化ちば大会に係る経費として、1,932,830 円が支出されているが、その支出がなかった場合、その預金残高は 13,105,014 円である。）の適正性について、第四次改訂版以前の旧版に関しても、十分な会計取引資料等により検証することが求められる。しかし、それらの資料は第三次改訂版の一部を除き、消防協会では廃棄されているため、その正確性を確認することができない。すなわち、現在の預金通帳に記載されている預金残高の正確性については、第四次改訂版が発行された平成 25 年度以降に限定してしか、検証することはできない。

そこで、当該事業に関して主として確認できた書類としては、預金通帳と「千葉県消防操法解説書受払簿」のみであり、これらの監査資料を照合しつつ集計した内容をまとめると次の 2 つの表のとおりである。

ただし、既述のように「千葉県消防操法解説書受払簿」に記載されている内容については、キャンセル分、記載漏れ及び誤記載があったため、監査人側で消防協会の説明を受けて、数値の修正等を行った上で、実態に近い受払簿としたものである。

【預金口座の推移】

（単位：円）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27 (~6/25)
期首残高	8,868,382	9,368,444	10,298,837	11,033,147	10,635,184
入金額	500,062	930,393	4,894,554	1,534,867	537,000
利息	1,462	1,593	1,554	1,867	0
売上入金	498,600	928,800	4,893,000	1,533,000	537,000
支払額	0	0	4,160,244	1,932,830	0
当該事業経費	0	0	52,644	0	0
他事業経費	0	0	0	1,932,830	0
仕入額	0	0	4,107,600	0	0
期末残高	9,368,444	10,298,837	11,033,147	10,635,184	11,172,184

【受払簿の払出数から推計した入金額の推移】

(単位：冊、円)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27 (～6/25)
現金及び振込での販売冊数(受払簿より) …a	265	393	3,580	765	297
各年度の販売単価…b	1,800	1,800	1,500	1,500	1,500
各年度の売上額 (b×a) …c	477,000	707,400	5,370,000 ※1-1	1,147,500 ※2-1	445,500
各年度期首の売掛金(税務申告書より) …d	243,000	221,400	0	469,500	195,000
各年度期末の売掛金(税務申告書より) …e	221,400	0	469,500	195,000	-
各年度のあるべき入金額(c+d-e)	498,600	928,800	4,900,500 ※1-2	1,422,000 ※2-2	640,500 ※3

※1-1 税務申告書上の事業収益より 7,500 円多い。期末の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 7,500 円多かった。

※1-2 預金口座残高より 7,500 円多い。期末の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 7,500 円多かった。

※2-1 税務申告書上の事業収益より 111,000 円少ない。期末の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 103,500 円少なかった。

また、期首の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 7,500 円多かった。

※2-2 預金口座残高より 111,000 円少ない。期末の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 103,500 円少なかった。

また、期首の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 7,500 円多かった。

※3 預金口座残高より 103,500 円少ない。期首の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 103,500 円少なかった。

したがって、平成 25 年度以降の推計入金額については、税務申告書上の事業収益や売掛金残高と若干のかい離が認められる。推計値ではあるが、今後、税務申告書等との整合性を図るよう要望する。

④ 現金受領による販売の統制について(指 摘)

『消防操法』の販売に係る代金受取方法は現金受取と振込入金の 2 つの方法がある。代金受取の件数でいえば、その大部分が現金受取である。しかし、現金出納帳や領収証(控)、金種票等は作成されていないため、現金受取による販売の実績を直接確認することができない。

すなわち、『消防操法』に係る現金販売については、「千葉県消防操法解説書受払簿」上で受注時の「備忘録」として記帳しており、その入金方法が「現金」と記載されているものを除き、確認することができない。

そこで、これら「現金」記載の項目を集計した金額と振込入金とされている金額との売上合計を算定し、その金額と預金通帳に記載されている金額とを照合した。

まず、修正後(前項②を参照。)の「千葉県消防操法解説書受払簿」を活用して、

その入金方法別で販売冊数を集計したものを次のとおり掲載する。

【現金受取・振込入金別の入金額の推移】

(単位：冊、円)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27(～6/25)	合計
各年度の販売単価…a	1,800	1,800	1,500	1,500	1,500	
現金での払出冊数…b	263	149	2,194	517	90	3,213
現金入金額 (a×b)	473,400	268,200	3,291,000	775,500	135,000	4,943,000
振込での払出冊数…c	2	244	1,386	248	207	2,087
振込入金額 (a×c)	3,600	439,200	2,079,000	372,000	310,500	3,204,300
現金・振込合計の払出冊数	265	393	3,580	765	297	5,300
現金・振込合計の入金額	477,000	707,400	5,370,000	1,147,500	445,500	8,147,400

現金受取で入金となったものに関しては、ある程度まとめて預金口座へ入金しているということであるが、その入金のタイミングには一定のルールはないということであった。

ここで、現金受取による販売について、現金出納帳への記載や領収証（控）等の保管等、現金入金を確認できる資料は作成されていない。また、消防協会内では、現金受取による販売に関して確認又は承認及び報告等もされていない。

そこで、「千葉県消防操法解説書受払簿」の備考欄に記載の入金方法（振込・現金・無償）に従って、上記（現金・振込別の入金の推移）の表中の「払出冊数」を集計し、これと入金額を照合するしかないが、当該「千葉県消防操法解説書受払簿」については、キャンセル分や記載漏れ及び誤記載があり、確認や承認等がなされておらず、預金通帳を確認しつつ、修正等を行っているのが実態であった。確かに、当該受払簿に「現金」と記載あるもののみが現金入金の全てであるという確証はない。そして、預金口座に入金されている金額が現金売上の全額であるという、網羅性に関する十分な監査証拠は得られていない。

しかしながら、今回の外部監査では資料等の確認ができる範囲内で、修正後の受払簿と預金通帳の入金額が整合していることを確認することはできた。

したがって、消防協会は今後、当該事業を正式な財務会計に受け容れる際には、現金受取による販売の際の領収書等の証憑類を整え、現金出納簿等の帳簿等への記帳を行い、適正な会計処理を行うよう、仕組みを整えられたい。

⑤ 無償配布に係る証憑確認について（指 摘）

『消防操法』に係る無償配布については、「千葉県消防操法解説書受払簿」上で受注時の「備忘録」として入金方法を「無償」と記載されている。しかし、当該記

載以外に確認することができる書類は存在しない。そこで、消防協会に質問したところ、次のことが分かった。

- i 無償配布について印刷業者に指示した文書等が残っていない。
- ii 印刷業者に直接送付を指示した先としては、次のとおりである。

県下各消防本部	31×3 冊 = 93 冊		
県下各消防団	48×3 冊 = 144 冊	合計	237 冊

- iii 消防協会では、実地棚卸を行っていないが、税務申告書上、当期の売上に対応する原価を算出し、期首商品棚卸高からその原価を差し引いて期末商品棚卸高を算出しているため、無償配布分は、期末商品棚卸高に累積されている。本来無償配布分はコストとして認識しなければならないので税務申告書の利益が異なってくる。

また、「千葉県消防操法解説書受払簿」の備考欄に「無償」と記載されている送付先がある。それらは、税務上の決算書の中では売上に含まれていない。ここで、無償配布としている送付先は大部分が消防学校であるが、消防学校への払出は無償の他に、現金受取や振込入金による販売の場合もある。

平成 25 年度の第四次改訂版以降の無償配布については次の表のとおりである。

【『消防操法』の無償配布先リスト】

(単位：冊、円)

H25	受払簿に記載の配布先名	提供数	販売した場合の金額
4 月 1 日	学校	20	30,000
4 月 1 日	訓練指導科	1	1,500
4 月 1 日	協会 (会長)	7	10,500
4 月 1 日	西部	2	3,000
4 月 30 日	各支部	10	15,000
5 月 2 日	県消防課	15	22,500
5 月 17 日	学校	1	1,500
1 月 16 日	学校	5	7,500
H26			
6 月 18 日	消防学校副校長	1	1,500
12 月 24 日	学校 新教官	2	3,000
1 月 20 日	学校 新教官用	1	1,500
2 月 23 日	学生 新教官用	2	3,000
3 月 31 日	消防学校	16	24,000

計 83

H25 年度印刷会社より無償分の直送 237

再計 320

平成 25 年度に印刷会社より直送としているものが 237 冊あるが、これは、第四次改訂に当たって、消防本部（31 か所）と消防団（48 か所）へ各 3 冊ずつ配布したものである。これについても、印刷会社への依頼文や消防協会内での承認及び報告等を確認することができる資料はなく、また、関係人調査においても印刷会社から直送分の証憑を確認することはできなかった。ただし、当該印刷会社に対する質問では、『消防操法』の直送は存在した旨の回答を得ている。

また、この表に記載されているもののみが無償配布であったということを確認できる資料を確認することができず、消防協会内でも承認及び報告等を確認できる資料がない。

以上より、無償配布を行う際には無償配布先やその理由等を文書により明記して決裁し、印刷会社からの直送による無償配布についても、指示書や納品書等を作成し、又は受領して適切に保管・管理することを検討されたい。

⑥ 簿外事業に係る直接費の処理の適正性について（指 摘）

『消防操法』に係る事業に関しての経費としては、印刷会社への仕入れ以外、印刷会社から直送した際の配送料や他事業の費用を例外的に当該口座から支払ったものを除き、支払われていない。当該事業で負担すべき直接費が他事業の経費となっていないかどうかを確認する必要がある。そこで、この件について消防協会に質問した結果次のことが分かった。

- i 『消防操法』は各配布先へ郵送されているが、その経費は、正式な財務会計に位置付けられている公益目的事業のうち、防災思想普及事業の中の通信運搬費から支出されている。
- ii 配送料の他に当該事業での直接費の発生はない。

このように配送料については、実際には、公益事業の防災思想普及事業／通信運搬費から支出されていた。金額的には僅少であるが、配送料は当該事業の直接費であり、当該事業で負担すべきものであるため、本来負担すべき事業に留意して会計処理を行われたい。

⑦ 当該事業の正式な財務会計への取り込みについて（指 摘）

『消防操法』に係る事業で管理する預金（10,635,184 円）及び棚卸資産（922,156 円）については、平成 26 年度末に消防協会の正式な財務会計に取り込んでいる。しかし、税務上の決算書において計上されている売掛金 195,000 円については、取り込まれていなかった。なお、税務上の決算書では売掛金は 195,000 円とされてい

るが、受払簿と平成 27 年度の入金額から集計すると、平成 26 年度末現在の売掛金は 91,500 円である。

したがって、平成 26 年度末で正式な財務会計に取り込んだ預金残高及び棚卸資産以外にも、売掛金が存在することに留意し、しかも、当該売掛金については、再度正確な残高を算定されたい。

2. 簿外事業B（公益財団法人日本消防協会の斡旋物品の販売等に係る事業）について

（1）概 要

簿外事業Bの内容は、日本消防協会の斡旋物品の販売等に係る事業であり、対応する預金通帳も1種類存在する。当該事業の簿外会計では、日本消防協会の斡旋物品に係る販売代金、その仕入れ代金及び関連する諸経費を計上している。その取扱物品は、日本消防協会からの斡旋物品と消防協会独自の斡旋物品であり、それらの内訳及び販売価格等は以下に示す表に記載のとおりである。

① 取扱い斡旋物品等について

【日本消防協会からの斡旋物品】

（単位：円、％）

取扱物品	対象期間	売価	原価	利益
消防団幹部職章	H22～H26	各種（＊1）	90%	10%
消防団幹部実務必携	H22～H25	1,050 円	950 円	100 円
	H26	1,080 円	980 円	100 円
記念 T シャツ	H22～H26	1,500 円	1,400 円	100 円
消防団手帳	H22～H25	450 円	440 円	10 円
	H26	463 円	453 円	10 円
カレンダー	H24	1,000 円	950 円	50 円
東日本大震災全国消防団報告研修会報告書	H23	1,000 円	1,000 円	0 円
消防団 120 年・自治体消防 65 周年記念大会 記念章・参加章	H25	500 円～ 4,000 円	95%	5%
勤続章の記章	H26	1,080 円	1,080 円	0

（＊1）「消防団幹部職章」については、物品により売価が異なっており、詳細は次の表のとおりである。

【平成 22 年度～平成 25 年度】 (単位：円)

区分	制服	私服	セット
団長	6,500	7,000	12,000
副団長	5,500	6,000	10,000
分団長	5,500	6,000	10,000

【平成 26 年度】 (消費税増税に対応して価格改定) (単位：円)

区分	制服	私服	セット
団長	6,680	7,190	12,340
副団長	5,650	6,170	10,280
分団長	5,650	6,170	10,280

日本消防協会からの斡旋物品は、消防協会が購入希望者からの注文を取りまとめ、購入希望者から斡旋物品代金が販売価格で入金された後、当該斡旋物品代金の仕入価格を日本消防協会に支払うという注文販売形態であり、在庫は存在しないということであった。斡旋物品の引渡し方法は、業者から直送される場合と消防協会から送付する場合がある。その取引の結果として入金額と支払額の差額が協会の手元に残る。これらのうち、「勤続章」は、希望者が全県下で1名であった。この斡旋手数料は、少額であるためか、当協会では受け取っていないということである。

なお、消防協会では、「利益」ではなく事務手数料と承知しているが、この事務手数料が適当な額かどうか（人件費等に見合う額を補うかどうか等）、厳密な積算をしているわけではないということであった。

【消防協会独自の斡旋物品】 (単位：円)

取扱物品	区分	H23	H24	H25	H26
統一き章	入金	○	-	-	-
	出金	○	-	-	-
賞状用紙	入金	○	○	-	-
	出金	○	○	-	-
ネクタイピン	入金	○	○	○	○
	出金	○	-	-	-
タイタック	入金	○	○	-	-
	出金	-	-	-	-
卒業バッチ	入金	-	-	-	-
	出金	-	-	-	-
消防訓練礼式の基準	入金	-	-	-	-
	出金	-	-	-	-

この表に示されている消防協会が独自に取り扱う斡旋物品は、消防協会がその各支部等や消防団員からの申込みを受けて取りまとめを行い、斡旋物品を消防協会の手元在庫から引き渡す場合と業者に伝達して業者から引き渡す場合がある。消防協会独自の斡旋物品は販売価格による入金額と同額を仕入価格として支払っており、利益が残らない取扱いである。したがって、消防協会では、消防協会独自の物品についての斡旋は、斡旋価格と仕入価格という二重の価格設定という取扱いはしておらず、利益は発生していない。上記以外に取り扱っている物品はないということである。

なお、消防協会独自の斡旋物品については、消防協会本体会計の修学奨励事業の一環として無償支給しているものと共通しているものもあり、在庫管理は十分に行われていないということである。

② 税務上の取扱いについて

当該事業における取扱い斡旋物品に係る税務上の取扱いは、入金額を売上計上、支払額を仕入れ計上、又は経費計上する総額主義で処理している。また、在庫の計算は、期末の在庫数量に単価を掛けて算定している。その年度別の期末残高の内訳、及び直近でカウントした在庫数量は以下のとおりである。

【斡旋物品在庫】

	品名	数量	単価	金額
23年度	賞状用紙 支部長特別功労	22	100	2,200
	支部長功労	30	75.6	2,268
	支部長精勤	33	75.6	2,495
	支部枠のみ	13	54.6	710
	職員枠のみ	15	54.6	819
	団員表彰	294	72	21,168
	団員枠のみ	82	54.6	4,477
	消防訓練礼式	9	1,299.6	11,696
	ネクタイピン	158	483	76,314
	タイタック	50	630	31,500
	タイ止めカフスセット	5	1,575	7,875
	合計			161,522

	品名	数量	単価	金額
24年度	賞状用紙 支部長特別功勞(*1)	0	100	0
	支部長功勞(*1)	0	75.6	0
	支部長精勤(*1)	0	75.6	0
	支部枠のみ	13	54.6	710
	職員枠のみ	15	54.6	819
	団員表彰	294	72	21,168
	団員枠のみ	2	54.6	109
	消防訓練礼式	9	1,299.6	11,696
	ネクタイピン	158	483	76,314
	タイタック	47	630	29,610
	タイ止めカフスセット	5	1,575	7,875
	合計			148,301

	品名	数量	単価	金額
25年度	賞状用紙 支部長特別功勞(*1)	0	100	0
	支部長功勞(*1)	0	75.6	0
	支部長精勤(*1)	0	75.6	0
	支部枠のみ	13	54.6	710
	職員枠のみ	15	54.6	819
	団員表彰	294	72	21,168
	団員枠のみ	2	54.6	109
	消防訓練礼式	9	1,299.6	11,696
	ネクタイピン	158	483	76,314
	タイタック	47	630	29,610
	タイ止めカフスセット	5	1,575	7,875
	合計			148,301

	品名	数量	単価	金額
26年度	賞状用紙 支部長特別功勞(*1)	0	100	0
	支部長功勞(*1)	0	75.6	0
	支部長精勤(*1)	0	75.6	0
	支部枠のみ	13	52	676
	職員枠のみ	15	52	780
	団員表彰	294	72	21,168

	団員枠のみ	2	52	104
	消防訓練礼式	0	1,299.6	0
	ネクタイピン	153	460	70,380
	タイタック	47	600	28,200
	タイ止めカフスセット	5	1,500	7,500
	合計			128,808

【平成 27 年 6 月 25 日現在の在庫】

品名	数量	
賞状用紙 支部長特別功労 (*1)	-	
支部長功労 (*1)	-	
支部長精勤 (*1)	-	
支部枠のみ	13	
職員枠のみ	15	
団員表彰	294	
団員枠のみ	2	
消防訓練礼式	0	
ネクタイピン (*2)	149	この他に (団員 53、職員用 5)
タイタック (*3)	47	
タイ止めカフスセット (*4)	5	この他に見本 1
卒業バッヂ	179	職員用

(*1) 平成 24 年度に公益財団法人へ移行したことに伴い、賞状用紙のうち、「財団法人」の名称で作成されたものは使用できなくなったため、使えなくなった在庫を廃棄しているため、数量が 0 となっている。

(*2) ネクタイピンの内訳は、団用シルバー緑が 84 個、団用シルバー赤が 15 個、団用ゴールド紺が 20 個、団用シルバー紺が 22 個、職員用シルバーが 8 個、計 149 個である。平成 26 年度末在庫から、4 月中に 4 個払い出している。また、これら以外に、修学奨励金等として研修終了時に交付する記念品があった (団員用 53 個、職員用 5 個)。

(*3) タイタックは、団用が 29 個、職員用が 18 個あった。

(*4) タイ止めカフスセットは、団用が 1 個、職員用が 4 個あった。また、これら以外に見本が 1 個あった。

以下では次の項目について検証することとする。

- ① 平成 25 年度の「記念大会記念章・参加章」の斡旋手数料について
- ② 消防協会独自の取扱物品について

- ③ 切手等金券類の受入等管理について
- ④ 財務会計上の会計処理のルールについて

(2) 手 続

日本消防協会の斡旋物品の販売等に係る契約関係書類の有無、納品及び受払等の帳簿及び証憑類等を閲覧、照合、分析し、不明な点については消防協会に対して、文書等により質問を行い、上記の視点等について検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 平成 25 年度の「記念大会記念章・参加章」の斡旋手数料について（指 摘）

平成 25 年度の「記念大会記念章・参加章」については、購入希望者から販売代金が入金となり、同額を日本消防協会へ仕入れ代金として支払った後、販売価格全体の 5% 分（102,800 円）が手数料として日本消防協会から入金されている。ただし、当該手数料相当分の入金は、平成 26 年 2 月 14 日に消防協会の正式な財務会計上の預金口座に入金されている。

その理由については、平成 25 年度の日本消防協会取扱品に係る入金処理は、自治体消防 65 周年記念大会の参加章を日本消防協会から消防協会が購入した時の手数料として入金されたものと認識しており、併せて消防職員等の個人購入分の記念章の斡旋手数料である。これは、簿外事業 B で処理する通常の斡旋に係るものではなく、また、一回性のものであり、通常の斡旋とは異なるものと考えたためである。その他に正式な財務会計で処理した斡旋取引等はないということであった。

なお、正式な財務会計上の取引として、受取補助金等で処理されている当該手数料は、税務申告上、益金又は損金の減額とされるべきものであるが、「受取日本消防協会補助金」として課税対象外の取扱いとなっており、法人税の申告上集計されておらず、税務上、売上計上漏れ又は経費の過大計上として、申告漏れとなっている。一方で、消費税の申告上は集計されていないため、取引の実態を忠実に表していない。

このように簿外事業 B の実施に伴う手数料相当分の収入が、正式な財務会計で処理されていたり、税務申告上の取扱いが益金扱いされていなかったり、取引の首尾一貫性が図られていない。財務会計上の処理のルール及び税務申告上のルールを、再度確認されたい。

② 消防協会独自の取扱物品について（意見）

消防協会独自の取扱物品の仕入れ及び販売に係る入金・出金状況の推移は、次の表に示すとおりである。

【消防協会独自の斡旋物品】

（単位：円）

取扱物品	区分	取引先	H23	H24	H25	H26
統一き章	入金	各支部他	3,080,724	0	0	0
	出金	業者A	3,080,721	0	0	0
賞状用紙	入金	各支部他	214,808	18,018	0	0
	出金	業者B	175,589	5,460	0	0
ネクタイピン	入金	各支部他	28,980	2,283	2,400	2,484
	出金	業者A	48,300	0	0	0
タイタック	入金	各支部	630	1,407	0	0
	出金	-	0	0	0	0
卒業バッジ	入金	-	0	0	0	0
	出金	-	0	0	0	0

この表から、ネクタイピンの販売は平成26年度まで実績があるが、そのほかの取扱物品については、平成25年度及び平成26年度の実績がない。その理由はこれらの物品の取引需要量が少ないことから、消防協会及び取扱業者ともに経済性・効率性の面から取扱いについて積極的ではないということである。すなわち、統一き章については、消防協会には在庫がなく、平成24年度から消防関係者と業者間での直接取引の扱いとしている。また、賞状用紙、タイタック、ネクタイピン及び卒業バッジについては在庫がなくなるまでは斡旋を行うこととしている程度である。なお、タイタック及び卒業バッジについては、最近では消防関係者からの要望がなく、斡旋の取引がない状況である。また、賞状用紙は数種類あり、原則として在庫があるものは在庫から出庫し、在庫がないものは、直接業者との取引を促している。なお、在庫があっても、数量の関係で消防関係者と業者間で直接取引を勧める場合もある。

また、ネクタイピンの過去の取扱い管理で見られるように、消防協会としての修学奨励事業用（消防学校の所定の課程を修了した者への記念品としての贈呈用）としてのネクタイピンの管理と斡旋用のネクタイピンの管理とで、一部、貸借が整理されていないことも把握される（平成22・23年度の貸借純計69個の取扱い）。

当該簿外事業は早急に正式な財務会計への取り込みが求められるが、消防協会独自の斡旋物品について、それらの需要状況と取扱業者の営業上の取扱いロットの経済性等を考慮して、消防協会が直接物品を取り扱うのかどうかを含めて、当該事業の整理を早急に判断するよう要望する。

③ 切手等金券類の受入等管理について（指 摘）

切手等金券類の受入等管理について、総勘定元帳を確認したところ、次の表に示すとおり、平成 25 年度において郵便局との取引のうち、摘要に内容の記載がないものがあった。

【総勘定元帳記載の切手等金券類の購入記録】

（単位：円）

科 目	事 業		日付	金 額	内 容
通信運搬費	公益	防災思想普及事業	25. 9. 27	240, 000	切手
通信運搬費	収益	会館管理	25. 12. 4	40, 000	〃
通信運搬費	公益	防災思想普及事業	25. 12. 24	35, 000	年賀葉書
通信運搬費	公益	防災思想普及事業	26. 3. 28	79, 450	切手、葉書、印紙
通信運搬費	収益	会館管理	26. 3. 28	144, 100	切手
通信運搬費	法人	管理	25. 4. 2	1, 000	印紙
通信運搬費	法人	管理	26. 2. 20	76, 000	切手
通信運搬費	法人	管理	26. 3. 28	79, 000	切手
合 計				694, 550	-

これらの取引について請求書及び受払簿の提示を求め、それらの取引の実在性等を確認した。その結果、上記の総勘定元帳上では記帳されていない切手の受入記録が受払簿上で把握された。上記以外の取引として記録されている可能性が他の勘定科目でないとは言えないが、当該科目間違いの有無についてまで、取引の特定をすることはできなかった。

i 平成 25 年 6 月 12 日、80 円切手：200 枚受入（16, 000 円分）

ii 平成 25 年 11 月 29 日、80 円切手：105 枚受入（8, 400 円分）

また、受払簿上の数量と購入数量が一致しないものが次のとおり 1 件存在した。

i 平成 26 年 3 月 28 日、205 円切手 250 枚。それに対して購入数量は 150 枚。

したがって、20, 500 円の差異がある。

なお、消防協会によると、収入印紙については契約に必要な都度、購入しているため、受払簿は必要ないということであった。

切手等の金券類は換金可能性の高い財務項目であるため、その受払記録や会計処理等においては、特に厳格に管理されたい。

④ 財務会計上の会計処理のルールについて（指 摘）

同一の取引先について処理科目が統一されていないもの（業者 C 等）及び公益

目的事業や収益事業ごとの配分ルールが月単位で経費配分されているように見受けられるものが次の表に掲げるとおり、散見された。

【処理科目の不統一事例：平成25年度の総勘定元帳】

(単位：円)

内 容	科 目	事 業	金 額	摘 要
業者C	事・会議費	公益・教養訓練	116,875	3月分
	事・消耗品費	公益・防災思想普及事業	2,037,515	6-12, 2-3月分
	事・消耗品費	収益・会館管理	213,395	1月分
	管・消耗什器備 品費	法人・管理	84,640	2月分
	管理・消耗品費	法人・管理	208,310	2-3月分
はがき・切手等	事・通信運搬費	公益・支部事業活動	252,423	8月以外計上あり
業者D	事・通信運搬費	公益・防災思想普及事業	319,859	5-8, 11, 3月分
	事・通信運搬費	収益・会館管理	83,867	9-10月分
	管・通信運搬費	法人・管理	200,880	7, 11-1, 3月分
業者E	事・通信運搬費	公益・防災思想普及事業	749,749	4-5, 8-3月分
	管・通信運搬費	法人・管理	106,112	6, 7月分
業者F	事・通信運搬費	公益・防災思想普及事業	354,450	9, 12月分
	事・通信運搬費	収益・会館管理	184,100	12, 3月分
	管・通信運搬費	法人・管理	156,000	4, 2, 3月分
業者G (システム会社)	事・通信運搬費	公益・防災思想普及事業	157,500	3月分
	管・借損料	法人・管理	1,102,500	4, 6-11, 2-3月分
	管理・委託料	法人・管理	186,900	12-1月分
業者H (リース会社)	事・消耗品費	公益・防災思想普及事業	257,250	4-7, 11月分
	事・消耗品費	収益・会館管理	205,800	9-10, 1-2月分
	管・消耗品費	法人・管理	154,350	8, 12, 3月分
業者I (印刷会社)	事・消耗品費	公益・教養訓練	77,700	8月分
	事・印刷製本費	公益・防災思想普及事業 (機関誌)	2,217,936	5-7, 9-11, 1, 3 月分
	事・退職者報償 費	公益・退職者報償事業	10,500	6月分
	管・印刷製本費	法人・管理	36,687	1月分
業者B	事・消耗品費	公益・教養訓練	56,905	8月分
	事・消耗品費	公益・支部事業活動	87,422	6, 12, 1月分
	事・印刷製本費	公益・防災思想普及事業	27,300	3月分
	事・葬祭費	公益・弔慰救済	317,150	9, 11月分

	事・定例表彰費	公益・報償	49,980	12月分
	事・報償費	公益・支部事業活動	43,008	9,12月分
	管・印刷製本費	法人・管理	37,800	1月分
業者A	事・消耗品費	公益・支部事業活動	692,327	9,1月分
	事・消耗品費	公益・防災思想普及事業	472,560	9,3月分
	事・退職者報償費	公益・報償	390,600	3月分
	事・退職者報償費	収益・退職者報償事業	1,152,270	6,10,2-3月分
	事・修学奨励金	公益・教養訓練	205,800	9,3月分
	事・定例表彰費	公益・報償	390,285	12月分
	事・報償費	公益・支部事業活動	637,738	1月分

また、人件費の会計処理についても、その配分基準等のルール（例えば、公益目的事業、収益事業及び法人管理への報酬及び給料諸手当の配分方法）が月単位で配分されているものが次の表のとおり見受けられた。

【人件費配分ルールの不統一事例：平成25年度の総勘定元帳】（単位：円）

内容	科目	事業	金額	摘要
役員報酬	事・役員報酬	公益・防災思想普及事業	8,348,566	4-2月分
	事・役員報酬	収益・会館管理	189,000	1月分一部
	管・役員報酬	法人・管理	529,650	3月分
給料手当	事・給料手当	公益・防災思想普及事業	22,438,684	4-2月分
	事・給料手当	収益・会館管理	1,406,564	3月分
	管・給料手当	法人・管理	449,400	1月分一部

公益財団法人移行後の会計処理として、月単位の経費配分処理でしかも、科目によって、公益目的事業等への負担の月が異なる処理を行っている合理的な理由について、明確な回答を受けることができなかった。これらの事例は会計処理が取引の実体を忠実に表していないものと考えられる。これらの不合理な会計処理については、斡旋取引に関する諸経費が正式な財務会計に含まれていないかどうかを確認する監査手続の一環の中で発見したものである。

このような正式な財務会計上の処理については、従来からの会計処理システムを利用し、開発業者が保守を行うと同時に、経理処理についても仕訳処理を含めて、経理処理業務委託を行っているということであった。委託業務に対する監視モニタリングが効果的に行われていないものと考えられる。

今後、簿外としての斡旋取引を消防協会の正式な財務会計に取り込むにしても、総

勘定元帳のうちの貸借対照表科目が出力されない点や会計処理担当者が認識していない科目で処理をされ、その結果として財務諸表の数値が取引の実態を表さないシステムということでは、システムとしての不備やシステム運用上の不備が継続する恐れが懸念される。

平成 26 年度の外部監査でも監査意見として述べているが、会計上の技術的能力を高めることが求められていることは前提の上で、会計システムそのものの問題点を取りまとめ、公益財団法人にふさわしい会計システムへの転換を検討されたい。

3. 簿外事業C（「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業）について

（1）概 要

簿外事業Cの内容は、「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業であり、対応する預金通帳も1種類存在する。この「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業については、次のような視点で外部監査を実施した。

- ① 事業として備えるべき帳簿等の有無について
- ② 預金残高の適正性について
- ③ 当該事業の正式な財務会計への取り込みについて
- ④ 「守れ、わがまち」の斡旋価格の適正性について

（2）手 続

「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る契約関係書類の有無、納品及び受払等の帳簿及び証憑類等を閲覧、照合、分析し、不明な点については消防協会に対して、文書等により質問を行い、上記の視点等について検証した。

（3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 事業として備えるべき帳簿等の有無について（指 摘）

当該事業について、資金及び貯蔵品等の出納等に関する適正性を検証するためには、預金通帳に記載された取引記録と、売上、仕入れ及び経費に関する資料を照合する必要がある（在庫はない）。しかし、当該事業の監査の中で確認できた書類は、平成 20 年 8 月 18 日以降の預金通帳（2 冊）、平成 24～27 年度における冊子、記章の仕入れ支払に係る領収証及び冊子並びに記章の販売に係る申込書のみであった。そして、平成 24 年度以降のこれらの資料と預金通帳を照合した結果、整合することを確認することはできた。しかし、それ以前の取引についての確認はない。

そこで、冊子「守れ、わがまち」の幹旋及び団長記章の製作・販売に係る事業については、以下のような書類等の整備が必要であるものと考えられる。

- i 冊子発注、記章製作に係る契約書や発注書
- ii 冊子、記章の納入に係る納品書
- iii 冊子、記章の仕入に係る請求書
- iv 冊子、記章の仕入支払に係る領収証
- v 冊子、記章の販売に係る契約書や受注書（申込書）
- vi 冊子、記章の納品に係る納品書控
- vii 冊子、記章の販売に係る請求書控
- viii 冊子、記章の販売に係る領収証控

したがって、今後、正式な財務会計として位置付けるためには、規程等に基づき、「守れ、わがまち」の幹旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業に関する上記のような契約書、納品書、請求書及び領収書等を作成し、保管されたい。

なお、当該事業に関して確認できた「預金通帳」と「申込書」（「守れ、わがまち」と団長記章）、仕入れに関する「領収証」を照合しつつ集計した内容をまとめると、次の表のとおりである。

【預金口座の推移】

（単位：円）

区 分	H24	H25	H26	H27(～6/25)
期首残高	341,558	208,548	218,543	139,912
入金額	162,740	381,245	236,269	20,364
利息	40	35	29	0
冊子売上	47,700	316,210	166,240	20,364
記章売上	115,000	65,000	70,000	0
支払額	295,750	371,250	314,900	0
冊子仕入	180,750	371,250	179,900	0
記章仕入	115,000		135,000	0
期末残高	208,548	218,543	139,912	160,276

② 預金残高の適正性について（意見）

消防協会調査及び県消防課調査によれば、冊子、記章ともに原価と同額で頒布しているため利益は発生せず、口座残高は年度間の繰越しによるものであるとされている。平成 27 年 3 月末の残高は 139,912 円であったが、平成 27 年 3 月末以前（今回照合することができた平成 24 年度から平成 26 年度の間）で収支の対応がされず繰越しとなっているのは、以下の 2 件のみであった（いずれも冊子分）。

平成 27 年度千葉支部への販売 750 冊分が平成 27 年 3 月 13 日に入金 108,000 円	
平成 25 年度 C 市への販売 10 冊に対する未収金	▲1,500 円
	<u>106,500 円</u>

したがって、平成 27 年 3 月末の預金残高は、106,500 円及びこれまでの利息（数百円程度）となるはずであり、33,000 円程度、残高が過大である。消防協会によると、以前、日本消防協会から斡旋の要望があり、その際の事務手数料を当事業の預金口座で管理していた時期があったため、当該事務手数料分が残っている可能性があるということであった。しかし、平成 20 年 8 月 18 日以前の通帳はなく、これがあったとしても、平成 23 年度以前の仕入支払に係る領収証や販売に係る申込書がないため検証することはできない。

今回の差異は僅少ではあるが、事業のあり方に関するルールに留意し、預金残高に係る年度間の変動の原因分析にも意を用いるよう要望する。

③ 当該事業の正式な財務会計への取り込みについて（指摘）

簿外となっていた当該事業は、平成 26 年度末に預金残高 139,912 円と経常外収益 139,912 円を正式な財務会計に取り込んでいる。しかし、この他に平成 25 年度から未収となっている売掛金 1,500 円があるため、次回の取り込みの際には留意されたい。

④ 「守れ、わがまち」の斡旋価格の適正性について（要望）

「守れ わがまち」の販売価格について、日本消防協会からの事務連絡の文書によると、「この斡旋価格は、当協会が貴消防協会へ販売する場合のみ適用します。貴管下消防団等へは販売価格にて販売していただきますようお願いします。」と記載されている。しかし、消防協会は、このような依頼にとらわれず、手数料を徴収せずに斡旋価格で販売している。その理由としては、消防協会では次のように考えている。

すなわち、「守れわがまち」の消防団員に対する斡旋価格をどう設定するかは、協会の裁量であると考えている。したがって、消防協会が原価で斡旋していることについて、日本消防協会への報告や承認は得ていない。日本消防協会から消防団員への譲渡価格について、例えば、全額当協会が負担することとして無償としても、日本消防協会へ指定の「仕入価格」を支払い、日本消防協会に損害を与えなければ許容されるものと考えている。日本消防協会からの文書はお願いの文書であり、消防協会が手数料を得なければ販売してはならないという条件設定をされているという認識はないということであった。

平成 26 年度版「守れ、わがまち」の価格について、日本消防協会からの事務連絡に従って斡旋販売を行う場合、平成 26 年度の消防協会での仕入価格は 144 円であり、販売価格は 154 円ということになる。しかし、実際は、仕入価格 140 円に対して、販売価格も同額の 140 円であった。

「守れ、わがまち」の製作等の権限は日本消防協会にあり、消防協会はそれを仕入れて、販売等を行うものであるが、その事務手数料等を考慮すると、事務手数料分だけでも消防協会が販売価格の中にも含めることは、日本消防協会の文書に基づくことでもあり、また、法人経営の面からも望ましいものであるため、仕入れ・販売手数料等の確保策を検討されるよう要望する。

第3 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。